

## 天理市建設工事請負業者選定要綱

### (総則)

第1条 天理市が執行する建設工事の一般競争入札参加資格の設定、指名競争入札に参加する請負業者（以下「指名業者」という。）の選定及び随意契約にかかる取扱いについては、この要綱の定めるところによる。

### (審査会)

第2条 一般競争入札参加資格の設定及び指名業者の選定を厳正かつ公平に行うため、天理市建設工事請負業者選定審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、会長、副会長及び委員若干名をもって組織する。
- 3 会長は副市長をもって充て、副会長は総務部長をもって充てる。
- 4 委員は、次の職にある者及び会長の指名する者をもって充てる。

環境経済部長

建設部長

教育委員会事務局長

### (会長及び副会長)

第3条 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (所掌事務)

第4条 審査会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 一般競争入札参加資格の設定
- (2) 指名業者の選定
- (3) 指名停止等の決定及び解除をすること。
- (4) その他、建設工事の執行につき必要と認める事項

### (会議)

第5条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会の会議は、必要な都度会議を開くものとする。ただし、やむを得ない場合は、持ち回り審議をもって審査会の会議に代えることができる。

(議決)

第6条 審査会の会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開き議決することができない。

2 審査会の会議は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、総務課入札審査室において行う。

(請負対象設計金額の基準)

第8条 天理市建設工事請負業者資格審査要綱第10条に基づく格付に対する等級別の請負対象設計金額(以下「設計金額」という。)の基準は、別表のとおりとする。

(一般競争入札、指名競争入札の適用範囲)

第9条 前条に定める別表の内、土木一式工事のA1等級、A等級、建築一式工事のA等級、B等級に一般競争入札を適用する。また、同別表の土木一式工事、建築一式工事、舗装工事、管工事で設計金額の上限額を超える工事については、一般競争入札の適用を基本とする。

2 指名競争入札は前項に定める適用範囲以外とする。

(指名業者数の基準)

第10条 指名業者の数は、5名以上とする。なお、各工種における単独等級において、その等級に属する指名業者の数が5名に満たない場合にあつては、直近等級に属する指名業者を加えた混合入札により執行するものとする。指名業者の選定については審査会において決定する。ただし、特殊な工事及び軽微な工事を施工する場合、その他特別な事情がある場合は、この限りでない。

(入札及び随意契約の取扱い)

第11条 総務課入札審査室長（以下「入札審査室長」という。）は、天理市建設工事請負業者選定調書（様式第1号）を作成し、審査会の議決を得て、天理市事務処理規程に基づく決裁の後、入札を執行するものとする。

2 建設工事を主管する課の課長は、随意契約をしようとするときは、支出負担行為伺書（前処理）に随意契約理由書（様式第2号）を添付して入札審査室長に提出するものとする。

(指名業者の選定)

第12条 指名業者の選定は、第8条の設計金額の基準により選定することを原則とする。

第13条 前条の規定により、指名業者を選定するに当たっては、次の各号について留意するものとする。

- (1) 信用度
- (2) 工事成績
- (3) 技術者の構成状況
- (4) 工事経歴
- (5) 手持工事状況
- (6) 地理的条件

第14条 特に緊急を要する応急工事及び特別の技術を要する工事又は地理的条件等特別の事由があるときは、第12条の規定にかかわらず、指名業者を選定することができる。ただし、等級に該当する設計金額をこえる工事に選定することはできない。

(指名除外等)

第15条 次に掲げる者については、一定期間指名しないものとする。

- (1) 各工種ごとに新規に受付し登録された日から1年未満の者
- (2) 不祥事件に関係した者
- (3) 地方自治法施行令 第167条の4第2項に該当する者
- (4) 建設業法第28条により処分された者

- (5) 監査及び検査等で指摘された者
- (6) 工期を遵守しなかった者
- (7) 工事成績の特に悪い者
- (8) 工事を無断で下請けに付した者
- (9) 業務に関し重大な事故等を起こした者
- (10) その他

2 前項の指名停止の基準は別に定める。

(秘密の保持)

第16条 審査会の会議は、公開しない。

2 何人も審査会の会議の内容を他に漏らしてはならない。

(その他)

第17条 入札審査室長は、帳簿等を備え、常に請負業者の手持工事量その他必要事項を把握しておくこと。

附 則

この要綱は、昭和50年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和51年4月6日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和51年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和51年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和52年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和57年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年7月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年8月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

2 改正後の天理市建設工事請負業者選定要綱第9条及び別表の規定は平成28年7月1日以降に入札公告及び指名通知を行う入札案件から適用し、同日前の入札案件にかかる業者選定については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

2 改正後の天理市建設工事請負業者選定要綱第9条及び別表の規定は平成30年7月1日以降に入札公告及び指名通知を行う入札案件から適用し、同日前の入札案件にかかる業者選定については、な

お従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 改正後の天理市建設工事請負業者選定要綱第9条及び別表の規定は令和2年7月1日以降に入札公告及び指名通知を行う入札案件から適用し、同日前の入札案件にかかる業者選定については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

別表（第8条関係）

請負対象設計金額の基準

（単位：千円）

	土木一式工事	建築一式工事	舗装工事	管工事	その他工事
A 1	200,000未満 50,000以上	—————	—————	—————	基準はその都 度設定する
A	50,000未満 25,000以上	200,000未満 40,000以上	30,000未満 5,000以上	30,000未満 5,000以上	
B	25,000未満 10,000以上	40,000未満 10,000以上	5,000未満 2,000以上	5,000未満	
C	10,000未満 2,000以上	10,000未満 2,000以上	2,000未満	—————	
D	2,000未満	2,000未満	—————	—————	



様式第 1 号

㊟天理市建設工事請負業者選定調書

年 月 日 ( ) 審査 ( 会議室 時 ~ )

No.				
工事名				
工事場所				
所管				
設計金額 (千円)				
工事概要				
業 者 名	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
	7			
	8			
	9			
	10			
	11			
	12			
	13			
	14			
	15			
	16			
	17			
	18			
	19			
	20			
	21			
	22			
	23			
	24			
竣工予定	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
備考				

## 随意契約理由書

- 1 所 管 課 .....
- 2 契 約 件 名 .....
- 3 契 約 予 定 業 者 .....
- 又は見積業者 .....
- 4 地 方 自 治 法 施 行 令 第 167 条 の 2 第 1 項 (該 当 項 目 を チェックすること)

根拠規定 (地方自治法施行令第一六七条の二第一項各号)	<input type="checkbox"/> 1号 少額随契 <input type="checkbox"/> 工事又は製造の請負 130万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の売払い 30万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の買入れ 80万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の貸付け 30万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の借入れ 40万円以下 <input type="checkbox"/> その他のもの 50万円以下 (注)少額随契に該当する金額であっても、安易に随意契約することなく、原則に立ち返り競争入札に付すことができないものなのか判断すること。
	<input type="checkbox"/> 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき
	<input type="checkbox"/> 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約」
	<input type="checkbox"/> 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ」 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより市長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、市の規則で定める手続により、買入れる契約をするとき
	<input type="checkbox"/> 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号 落札者が契約を締結しないとき

※ 根拠規定については、随意契約ガイドラインを参照し、的確に選択すること。

※ 1号とその他の号が重複該当する場合は、複数の号をチェックすること。

[業者選定理由、見積書の徴取を1者とした理由] (具体的に記載すること)

.....

.....

.....

.....

.....

.....